

## 【表紙】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 【発行登録番号】              | 2 - 関東 1  |
| 【提出書類】                | 発行登録書   |
| 【提出先】                 | 関東財務局長  |
| 【提出日】                 | 2020年 8月19日   |
| 【会社名】                 | 株式会社 東芝   |
| 【英訳名】                 | TOSHIBA CORPORATION   |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭   |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号  |
| 【電話番号】                | 03-3457-4511  |
| 【事務連絡者氏名】             | 法務部法務第一担当ゼネラルマネージャー 小野田 貴   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号  |
| 【電話番号】                | 03-3457-2148  |
| 【事務連絡者氏名】             | 法務部法務第一担当ゼネラルマネージャー 小野田 貴   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【発行予定期間】              | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2020年 9月 4日)から 1年を経過する日(2021年 9月 3日)まで               |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額 800,000,000円  |
| 【安定操作に関する事項】          | 該当事項はありません  |
| 【縦覧に供する場所】            | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数 | 内容                                    |
|------|-----|---------------------------------------|
| 普通株式 | 未定  | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式<br>単元株式数 100株 |

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年5月開催の当社報酬委員会において、当社の執行役員及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に対して、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」といいます。）を導入する方針を決議いたしました。その後、当社は、2018年11月に本株式報酬制度を一部改定し、固定報酬としての株式報酬に加えて、業績連動報酬としての株式報酬を導入し、また、2019年4月以降は、当社の執行役員及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に加え、当社の従業員の一部についても本株式報酬制度の趣旨に沿った同様のインセンティブ（業績連動型）の対象といたしました。この度、当社は、本株式報酬制度を更に改定し、当社の取締役の一部（取締役会長及び社外取締役）、当社の執行役員、主要子会社（分社会社）以外の当社子会社の取締役の一部及び主要子会社（分社会社）を含む当社子会社の従業員の一部についても本制度の対象とするとともに、当社及び主要子会社（分社会社）を含む当社子会社の従業員の一部に対して、幹部ポジションの後継候補としてのインセンティブとして当社普通株式（業績非連動型）を付与する制度を導入しました（以下、当社及び当社子会社の従業員向けのインセンティブを付与する制度と本株式報酬制度を「本制度」と総称し、本制度の付与対象となる者を「付与対象者」と総称します。）。なお、業績連動報酬及び業績連動インセンティブについては、対象となる事業年度の在籍者に対して当該事業年度の業績に応じた額を支給するが合理的であるため、それらの付与対象者には、当該付与対象者の地位から退任又は退職している者（以下「退職者」といいます。）が含まれます。当社としては、中長期的な企業価値向上を一層意識付けするため、退職者であっても、退職後に在任中の業績に応じた株式を支給することにより、在任中の事業運営の際に、より中長期的な企業価値向上を意識した事業運営を行うインセンティブになると考えております。

本制度に基づいて、当社及び当社子会社の執行役員、取締役及び執行役員向けの株式報酬並びに当社及び当社子会社の従業員向けのインセンティブ（以下、「株式報酬等」と総称します。）としての当社普通株式を付与するために、付与対象者のうち、当社の執行役員、取締役、執行役員及び従業員に対しては当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることによって、また、当社子会社の取締役及び従業員に対しては当該子会社が支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当該子会社の取締役及び従業員に対する債務について重畳的債務引受けをします。）を出資財産として現物出資させることによって新株式の発行又は自己株式の処分が行われます。

なお、本発行登録書の対象とする募集（以下、「本募集」といいます。）に係る株式報酬等としての当社普通株式を付与するための新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うために各付与対象者に対して支給する金銭報酬債権は、以下の乃至の各報酬及びインセンティブのうち付与対象となるものの合計とし、当該付与対象者の適切な報酬構成や報酬水準等を勘案の上、決定します。

2020年7月から2021年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下「2020年度固定株式報酬」といいます。）

2019年7月以降に当社の執行役員若しくは執行役員又は当社子会社の取締役に就任した付与対象者に対する就任日が属する月から2020年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下「2019年度固定株式報酬」といいます。）

2019年4月から2020年3月までの業績連動報酬としての株式報酬（以下「2019年度業績連動株式報酬」といいます。）

2019年4月から2020年3月までの業績連動型インセンティブ（以下「2019年度業績連動インセンティブ」といいます。）

2020年度幹部後継候補者への業績非連動型インセンティブ（以下「2020年度Next人材インセンティブ」といいます。）

さらに、当社は、本新株発行に当たって、付与対象者（ただし、退職者を除きます。）との間で、付与した当社普通株式についての譲渡制限等を規定した株式割当契約を締結するものとします。また、当社が、退職者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものの、所定の期間中に退職者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、退職者は、当社に対して、割当てを受けた当社普通株式を直ちに無償で返還しなければならない旨を規定するものとします。

#### 2. 本募集の概要は下記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法（注）2」に記載のとおりです。

なお、今後、本募集の一部として、本制度に基づき、当社の執行役員、取締役及び執行役員の一部並びに当社子会社の取締役の一部（それぞれ退職者を含みます。）に加えて当社及び当社子会社の従業員の一部に対して、株式報酬等としての当社普通株式の付与を行う予定です。しかしながら、当社及び当社子会社の従業員に対して当社普通株式を付与するために必要な口座開設等の手続の完了まで相当期間を要するため、現時点において具体的な付与時期及び割当株数、払込金額等の発行条件が未確定であること等から、有価証券届出書に代わり本発行登録書を提出します。

3. 振替機関の名称及び住所  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|-----|------------|-------------|
| 株主割当        | -   | -          | -           |
| その他の者に対する割当 | 未定  | 未定         | 未定          |
| 一般募集        | -   | -          | -           |
| 計(総発行株式)    | 未定  | 未定         | 未定          |

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき当社普通株式を付与対象者に割り当てる方法によります。

2. 本募集による本新株発行に係る付与対象者、割当株数、払込金額及び付与される株式報酬等の内容は以下のとおりです。

|                                    | 割当株数 | 払込金額(円) | 内容   |
|------------------------------------|------|---------|--|
| 当社の執行役(退職者を除く): 13名(注1)<br>(注2)    | 未定   | 未定      | 2020年度固定株式報酬<br>2019年度固定株式報酬(注4)<br>2019年度業績連動株式報酬(注5) |
| 当社の執行役(退職者): 5名(注1)                | 未定   | 未定      | 2019年度業績連動株式報酬   |
| 当社の取締役(取締役会長及び社外取締役): 8名(注1)       | 未定   | 未定      | 2020年度固定株式報酬   |
| 当社子会社の取締役(退職者を除く): 19名(注1)(注2)(注3) | 未定   | 未定      | 2020年度固定株式報酬<br>2019年度固定株式報酬(注4)<br>2019年度業績連動株式報酬(注5) |
| 当社子会社の取締役(退職者): 7名(注1)             | 未定   | 未定      | 2019年度業績連動株式報酬   |
| 当社の執行役員(退職者を除く): 8名(注2)            | 未定   | 未定      | 2020年度固定株式報酬<br>2019年度固定株式報酬                           |
| 当社の執行役員(退職者): 1名(注2)               | 未定   | 未定      | 2019年度固定株式報酬(注4)                                       |
| 当社の従業員(退職者を除く): 64名                | 未定   | 未定      | 2019年度業績連動インセンティブ(注6)<br>2020年度Next人材インセンティブ(注6)       |
| 当社の従業員(退職者): 11名(注2)               | 未定   | 未定      | 2019年度業績連動インセンティブ                                      |
| 当社子会社の従業員: 92名(注3)                 | 未定   | 未定      | 2019年度業績連動インセンティブ(注6)<br>2020年度Next人材インセンティブ(注6)       |

(注) 1. 当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者4名については、当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者を除く)」及び「当社子会社の取締役(退職者を除く)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務していたものの、2020年4月以降、いずれの地位からも退任した者2名については、上記期間中の当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づ

き金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者)」及び「当社子会社の取締役(退職者)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役であったものの、2020年4月以降、当社の取締役の地位のみを有する者1名については、「当社の執行役(退職者)」及び「当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)」それぞれの人数に含めております。なお、当該付与対象者の取締役には、それぞれ、当社の執行役としての「2019年度業績連動株式報酬」及び当社の取締役としての「2020年度固定株式報酬」が支給されます。

2. 「当社の従業員(退職者)」には、2019年度において当社の従業員の地位のみを有する者であったものの、2020年4月以降、当社の執行役員の地位のみを有する者7名、2020年4月以降、当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者1名、2020年4月から同年5月までの期間中に当社の執行役員の地位のみを有し、2020年6月以降、当社の執行役の地位のみを有する者1名が含まれます。なお、当該付与対象者には、当社の従業員としての「2019年度業績連動インセンティブ」の他、上記の付与対象者については、当社の執行役員としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」、上記の付与対象者については、当社の執行役及び当社子会社の取締役としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」、上記の付与対象者については、当社の執行役員としての「2019年度固定株式報酬」及び当社の執行役としての「2020年度固定株式報酬」が、それぞれ支給されますので、各付与対象者が2020年4月以降に有する地位の人数にも含めて記載しております。
3. 「当社子会社の従業員」には、2019年度において付与対象者に該当する当社子会社の従業員の地位を有する者であったものの、2020年4月以降、付与対象者に該当する当社子会社の取締役と従業員を兼務している者7名が含まれます。なお、当該付与対象者には、当社子会社の従業員としての「2019年度業績連動インセンティブ」の他、当社子会社の取締役としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」が、それぞれ支給されますので、「当社子会社の取締役(退職者を除く)」の人数にも含めて記載しております。
4. 「2019年度固定株式報酬」は、2019年7月以降2020年6月までに当社の執行役若しくは執行役員又は当社子会社の取締役に就任した付与対象者にも支給されます。
5. 「2019年度業績連動株式報酬」は、2020年4月以降に付与対象者に該当することとなった者には支給されません。
6. 「2019年度業績連動インセンティブ」及び「2020年度Next人材インセンティブ」は、所定の支給要件を満たす者にのみ支給され、それ以外の者には支給されません。なお、「2019年度業績連動インセンティブ」及び「2020年度Next人材インセンティブ」のいずれの支給要件も満たす付与対象者には、「2019年度業績連動インセンティブ」のみが支給され、「2020年度Next人材インセンティブ」は支給されません。
7. 付与対象者の数は、いずれも本発行登録書提出日現在の予定人数です。なお、付与対象者に該当する者であっても、付与日時時点で国内居住者ではなくなった者に対しては、本制度に基づく当社普通株式の割当ては行われません。

## (2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------|----------|------|
| 未定      | 未定       | 1株     | 未定   | -        | 未定   |

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき当社普通株式を付与対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 本新株発行は、本制度に基づいて付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

### (2)【手取金の使途】

本新株発行は、本制度に基づいて付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第181期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年7月30日に関東財務局長に提出

事業年度 第182期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第182期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日に関東財務局長に提出

事業年度 第182期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第182期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第183期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年8月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第4号に基づき、臨時報告書を2020年8月4日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年8月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を2020年8月4日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2020年8月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の3に基づき、臨時報告書を2020年8月5日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(2020年8月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日(2020年8月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

なお、将来予想に関する記述は、当社又は当社グループが当該有価証券報告書等提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

株式会社東芝 本店

（東京都港区芝浦一丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

**第三部【保証会社等の情報】**

該当事項はありません。